

G 2 0 愛知・名古屋外務大臣会合推進協議会規約改正案 新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条～第 10 条 略 (幹事会)</p> <p>第 11 条 略 2～4 略</p> <p>5 幹事長は、<u>愛知県政策企画局国際課 G 20 外務大臣会合推進室長</u>をもって充て、幹事会を招集し、及びその議長となる。</p> <p>6 略 (事務局)</p> <p>第 12 条 協議会の事務を処理するため、<u>愛知県政策企画局国際課 G 20 外務大臣会合推進室内</u>に事務局を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第 13 条～第 15 条 略 附 則 この規約は、平成 30 年 11 月 20 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>別表 1～2 略</p>	<p>第 1 条～第 10 条 略 (幹事会)</p> <p>第 11 条 略 2～4 略</p> <p>5 幹事長は、<u>愛知県政策企画局国際課長</u>をもって充て、幹事会を招集し、及びその議長となる。</p> <p>6 略 (事務局)</p> <p>第 12 条 協議会の事務を処理するため、<u>愛知県政策企画局国際課内</u>に事務局を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第 13 条～第 15 条 略 附 則 この規約は、平成 30 年 11 月 20 日から施行する。</p> <p>別表 1～2 略</p>